第5次岸和田市障害者計画第6期岸和田市障害福祉計画第2期岸和田市障害児福祉計画

[概要版]

目	次	1.	計画策	定の超	国	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
		2.	計画の	対象・	•	•		•				•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
		3.	計画の	期間・		•						•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
		4.	計画の	位置 つ	づけ	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
		5.	計画の	策定体	卜制	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	2
		6.	本市の	障害者	手	帳	所	持	者	数	等	の	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•		•	3
		7.	計画の	基本型	20	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	4
		8.	計画の	基本目	標	•						•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	5
		9.	施策の	体系 •	•	•	•					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			6
		10.	第6期	障害福	副祉	計	画		第	2	期	障	害.	児	福	祉	H	画	の	成	果	目	標	•	7
		11	≕≖∽	+任2年1-	- 📥	14	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 29 (2017) 年に「第4次岸和田市障害者計画」、平成 30 (2018) 年に「第5期岸和田市障害福祉計画・第1期岸和田市障害児福祉計画」を策定し、「だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会」を基本理念に、様々な障害者施策を推進してきました。

このたび、それぞれの計画期間が令和 2 (2020) 年度で終了することから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和 3 (2021) 年度を初年度とする「第5次岸和田市障害者計画・第6 期岸和田市障害福祉計画・第2 期岸和田市障害児福祉計画」(以下、「本計画」という)を新たに策定します。

2. 計画の対象

障害者基本法第2条において、障害のある人を次のように定義しています。

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとつて日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

本計画の対象は、法の規定に基づき、障害者手帳を持つ人だけに限らず、制度や慣行を含めた社会的障壁により、日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人すべてとして、 高次脳機能障害のある人や難病患者等も含みます。

3. 計画の期間

第5次岸和田市障害者計画は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間、第6期岸和田市障害福祉計画・第2期岸和田市障害児福祉計画は同じく令和3(2021)年度から令和5(2023)年度を計画期間とします。なお、関係法令の施行や制度改正等の社会経済情勢やニーズの変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

■計画の期間



4. 計画の位置づけ

第5次岸和田市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般にかかわる理念や基本的な方針等を定める計画です。第6期岸和田市障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。第2期岸和田市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的とする計画です。

本計画の策定にあたっては、「第4次岸和田市総合計画」をはじめ、「第4次岸和田市地域福祉計画」など、他の福祉関連計画との整合を図り策定します。

5. 計画の策定体制

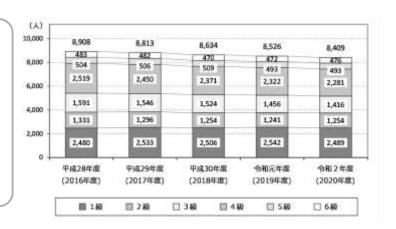
計画の策定にあたっては、計画の円滑な推進を図るため、「岸和田市障害者施策推進協議会」を中心に市民の参画を得るとともに次のような機会を経て、市民ニーズを踏まえ、策定しました。

- (1)岸和田市障害者施策推進協議会
- (2) 障害福祉・障害児福祉に関するアンケート
- (3) 計画策定に向けた団体アンケート
- (4) 意見聴取(パブリックコメント)の実施

6. 本市の障害者手帳所持者数等の状況

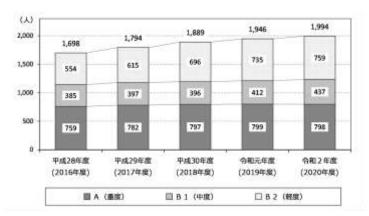
身体障害者手帳所持者数の推移

- ・身体障害者手帳所持者数は、平成 28 (2016)年度以降は減少傾向で、令和2 (2020)年度では8,409人
- 1級・2級を合わせた重度の人は令和2 (2020)年度3,743人。総数の44.5%
- ・障害の種類別の構成割合は、「肢体不自由」 が最も多く次いで「内部障害」。「肢体不自 由」のみ減少傾向で、その他は概ね横ばい



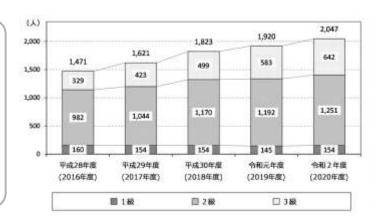
療育手帳所持者数の推移

- 療育手帳所持者の総数は増加を続け、令和 2(2020)年度では1,994人
- ・A 判定の重度の人は平成30(2018)年 度以降横ばいで、令和2(2020)年度で は798人
- ・令和2(2020)年度は A 判定の重度の 人は総数の40.0%



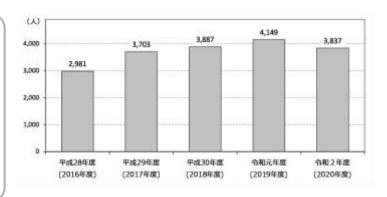
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

- 精神障害者保健福祉手帳所持者の総数は増加を続け、令和2(2020)年度では2,047人
- ・令和2(2020)年度は1級の重度の人は 154人で、総数の7.5%



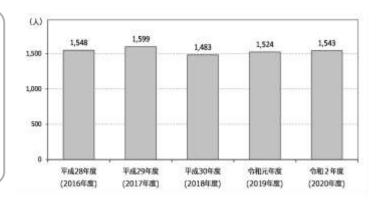
自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、 令和元(2019)年度まで増加傾向でした が、令和2(2020)年度では3,837人 に減少



難病患者数の推移

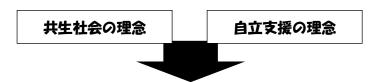
特定疾患医療受給者証所持者数は、平成 28(2016)年度以降、近年概ね横ばい で推移しており、令和2(2020)年度は 1,543人



7. 計画の基本理念

「第4次岸和田市障害者計画」では、「第3次岸和田市障害者計画」の基本理念を引き継ぎながらもさらに発展させ、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」と、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、ともに暮らす社会の実現をめざす「自立支援」の理念を基底に、『だれもが尊厳を持ち自立を支えあい」ともに生きる社会』を今後のめざすべき社会として、施策の一層の推進を図ってきました。

「第5次岸和田市障害者計画」では、「第4次岸和田市障害者計画」の基本理念を継承しつつ、併せて推進する「障害福祉計画・障害児福祉計画」の基本的な考え方を踏まえ、岸和田市に暮らすすべての人が住み慣れた地域で、お互いを尊重し、その人らしくいきいきと自立した生活を送ることができる地域社会の実現をめざします。



<u>だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい</u> ともに生きる社会

障害のある人が権利の主体としてその尊厳が守られ、障害の有無にかかわらず、だれもが個性や能力を発揮し、社会の構成員として主体的に社会参加するとともに、相互に認めあい、支えあう社会の実現をめざします。

また、自立や社会参加を妨げている社会的障壁の除去・改善に向けて、障害者基本法に示される「必要かつ合理的配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築とともに、行政と当事者だけでなく、事業者や地域住民、地域団体等、様々な主体の参画により、社会全体で取り組むことをめざします。

8. 計画の基本目標

基本目標 I ともに生き、支えあう地域社会を実現する

日常生活や社会生活を送る上の障壁となる社会的な制度や慣行、観念等を取り除き、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に認めあい、支えあう社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい知識と理解の促進や、権利の主体としての障害のある人の尊厳の保持を図ります。

また、障害のある人が住み慣れた地域で、安心・安全に生活することができるよう、地域 ぐるみの防犯・防災・交通安全対策の推進とともに、情報提供やコミュニケーション支援に よる社会参加の促進を図ります。

基本目標Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす

障害のある児童やその家族に向けて、障害や発達の遅れの早期発見・早期療育への対応の 充実とともに、一人ひとりの障害特性やライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援 の充実を図ります。

そのためには、個々のニーズに応じた保育・教育環境の充実を図るとともに、家族のレスパイトも視野に入れた休日や放課後等における文化・スポーツ活動の充実、障害のある児童の居場所づくりを推進します。

基本目標Ⅲ こころと体の健康を育み、命を大切にする

障害のある人が安心して自立した生活を送ることができるよう、必要なときに適切な医療を受けることができる地域医療体制の充実を図るとともに、生活習慣病等の二次障害を予防するため、日頃の健康づくりや介護予防の取り組みを推進します。

また、ストレスや悩みをため込みすぎないよう、こころの健康づくりに関する取り組みの 充実を図り、心身ともに健康な生活を送るための支援を行います。

基本目標Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る

就労は自立した生活を送るための手段にとどまらず、障害のある人の社会参加や生きがいにもつながる重要な要素となります。障害のある人が、自らの意思や能力に応じて仕事が選択できるよう、事業所等への啓発や雇用の場の創出を図るとともに、長く働き続けるための就労支援の充実に取り組みます。

さらに、いきいきと活力ある生活を送るために欠かすことのできない社会参加や余暇活動 及びそれに伴う外出・移動支援の充実を図ります。

基本目標V いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる

地域包括ケアシステムについて、高齢者のみならず、子どもや障害のある人を含めた地域のすべての人を対象とするしくみを構築するため、その基盤となる地域における支えあいや相談支援体制の充実を図ります。

また、住み慣れたまちでいつまでも安心して暮らすことができるよう、障害のある人やその家族、すなわちサービス利用者本位の考え方に立った福祉サービスの充実や、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進により、地域のすべての人が快適に過ごせる人にやさしいまちづくりに取り組みます。

9. 施策の体系

■ 基本理念

だれもが尊厳を持ち 自立を支えあい ともに生きる社会

基本目標 施策の方向 1 障害に対する理解の促進 I ともに生き、支えあう 2 障害のある人の尊厳の保持 地域社会を実現する 3 安心・安全対策の推進 4 情報提供・コミュニケーション支援の充実 1 早期発見・早期療育の推進 Ⅱ 子どもの生きる力を 2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実 育み伸ばす 3 休日や放課後活動の充実 4 生活支援の充実 1 保健・医療の充実 Ⅲこころと体の健康を育み、 命を大切にする 2 こころの健康づくり 1 就労支援の充実 IV 生きがいを持ち、活力の ある生活を送る 2 社会参加・余暇活動の促進 1 地域包括ケアの構築に向けた支えあいの V いつまでも住み慣れた しくみづくり まちで暮らせる地域生活 2 福祉サービスの充実

[重点課題]

(1)安心で快適な地域生活を送るための支援の強化

基盤をつくる

●障害のある人が、地域社会の一員として地域生活を送るためには、それぞれの障害特性に合ったグループホーム等、地域生活の基盤となる住まい・暮らしの場の整備・充実が必要です。

3人にやさしいまちづくりの推進

- ●関係機関が連携し、様々な機会をとらえて、地域生活のイメージを分かりやすく示しながら、今後の希望を適切に把握した上で、地域での自立した生活を推進・支援していく体制の充実が必要です。
- ●地域生活を送る上での、社会的障壁の除去・改善に向けて、障害や障害のある人について理解を深める機会や、交流の場の創出が必要です。

②就労支援・定着の促進

- ●障害者の自立と社会参加に向けて、就労の継続を支援していくには、就労先での障害者雇用への理解やサポートと併せて、生活面での支援体制が必要です。
- ●就労定着への支援について民間企業での理解が広がり、職場での合理的配慮につながる社会環境の 醸成が必要です。

③障害特性・ライフステージに応じた支援の強化

●保健・医療・福祉等の関係機関の連携が必要な高次脳機能障害や発達障害のある人、医療的ケアが

必要な障害児や医療依存度の高い重症心身障害児者、難病患者などへの支援体制の充実と、福祉サービスの向上が必要です。

●当事者や家族にとって身近な場所での、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた継続的で切れ目のない相談支援体制の整備が必要です。

10. 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の成果目標

(1)第6期障害福祉計画

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5(2023)年度までに9人、施設入所者数の削減は3人を目標とします。

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5(2023)年度までに精神病床からの退院後1年以内の地域における生活の平均日数を316日以上、長期入院患者数は456人を目標とします。また、早期退院率について入院後3か月で69%以上、6か月で86%以上、1年で92%以上を目標とします。

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

面的整備による支援体制を構築します。令和5(2023)年度までに、年1回以上を目標として運用状況の検証・検討を行います。

4福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業・就労継続支援 A・B型から一般就労への年間移行者数について、合わせて 42 人を令和 5 (2023) 年度までの目標とします。また、令和 5 (2023) 年度までに、一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者が 7 割、就労定着支援事業所のうち就労定着率が 8 割以上の事業所数が 7 割以上を目標とします。

●就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額

令和5(2023)年度までに工賃の平均額15,867円を目標とします。

5相談支援体制の充実・強化等

設置済みの基幹相談支援センターの維持・充実に努めます。

⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

指導権限を有する者との協力・連携や研修等への参加について継続・充実に努めます。また、報酬の審査体制の強化について、令和5(2023)年度を目標に実施に努めます。

(2)第2期障害児福祉計画

①障害児支援の提供体制の整備等

●重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置・保育所等訪問支援の充実 児童発達支援センターは設置済みです。保育所等訪問支援についても令和 5(2023)年 度の目標である 3 か所で既に実施済みです。引き続き充実に努めます。

- ●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和 5 (2023) 年度の目標の 2 か所をいずれも確保済みです。引き続き支援の充実に努 めます。
- ●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

協議の場を設置済みです。今後も関係機関等との連携強化に努めます。コーディネーター については本市の実情に合わせて配置することに努めます。

11. 計画の推進に向けて

(1)計画の推進体制

①制度の周知・啓発

障害福祉サービス等について、内容や手続きの方法がわからなかったり、知らなかったり といったアンケートの声もありました。利用者本人をはじめ、家族や支援者等に対し、あら ゆる機会や媒体を活用し、継続的に周知・啓発を進めます。

②関係各課・関係機関等との連携

本計画に関する施策・事業を効果的かつ効率的に推進するため、「第4次岸和田市総合計画」をはじめ、「第4次岸和田市地域福祉計画」など、他の福祉関連計画との連携を図り、障害のある人や障害のある児童のニーズに対応するとともに、生涯を通して適切な相談・サービス提供等支援が行われるよう、関係各課・関係機関による連絡調整等に努めます。

③国、府、近隣市町との連携

本計画の内容は、本市が単独で対応できないものも含まれています。広域的な対応を必要とする障害のある人や障害のある児童のニーズについては、大阪府や近隣市町と連携して取り組んでいきます。

また、緊急時の対応等障害種別にかかわりなく、必要な時に必要なサービスが受けられるよう、制度の充実について、国や府へ働きかけるとともに、各種の補助制度の拡充等、財政的支援についても要望していきます。

4専門的人材の育成・確保

新たなサービスを含め、増加・多様化するニーズに対応できるよう、サービス提供事業者等との連携を図るとともに、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者・機関が協力して取り組むことにより、専門的人材の育成・確保に努めます。また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、府が実施する各種研修などへの参加を事業者に働きかけていきます。さらに、市の保健福祉サービス等を担当する専門職員の育成・確保、資質の向上に努めます。

5計画の弾力的運用

今後の国の動向や社会経済情勢等の変化によっては計画内容の見直しを行うなど、弾力的な運用を行うよう努めます。

(2)計画の進行管理

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、 進捗状況及び成果を点検・評価した上で(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、 PDCA サイクルを構築することが大切です。本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について点検・評価し、この結果に基づき、必要な計画の見直しを行います。

また、大阪府のスケジュールに合わせて、「成果目標・活動指標」について、岸和田市障害者施策推進協議会において点検・評価し、課題に対する必要な対応を図ることとします。

編集・発行 岸和田市福祉部障害者支援課・子ども家庭応援部子育て支援課 596-8510 岸和田市岸城町7番1号 TEL:072-423-2121(代表)/FAX:072-431-0580